

愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）交付要領

制定 令和 8 年 3 月 3 0 日

発行人 一般社団法人愛知県 L P ガス協会

（通則）

第 1 条 愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）（以下「支援金」という。）の交付については、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。）、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援事業費補助金（第 5 期）交付要綱（令和 8 年 3 月中制定予定、以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要領において、「協会」「値引き実施者」とは、次の各号の定めるところによる。

- （ 1 ）「協会」とは、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援事業費補助金（第 5 期）の補助事業者である一般社団法人愛知県 L P ガス協会をいう。
- （ 2 ）「値引き実施者」とは、第 6 条第 1 項の規定に基づく参加受理の通知又は交付決定の通知を受けた者をいう。
- （ 3 ）「第 1 期」とは、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金交付要領（令和 5 年 7 月 3 日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （ 4 ）「第 2 期」とは、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金交付要領（令和 6 年 4 月 9 日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （ 5 ）「第 3 期」とは、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金交付要領（令和 7 年 4 月 2 8 日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。
- （ 6 ）「第 4 期」とは、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金交付要領（令和 7 年 9 月 2 日付け）に基づき実施した支援金事業をいう。

（交付の目的）

第 3 条 本事業は、愛知県が指定する値引き単価に応じた値引きを行った L P ガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を支援することにより、L P ガス価格の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とする。

（交付の対象及び交付率）

第 4 条 協会は、令和 8 年 5 月検針分及び 6 月検針分のいずれかのガス料金の値引き実施者に対して、L P ガス料金の値引き原資等として、要綱に基づき愛知県から受けた交付決定額の範囲内で支援金を交付する。

2 値引きの対象は、愛知県内でL P ガスを消費する一般消費者等（体積販売に限る。）であって、国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）は除く。

3 交付対象経費及び交付率は別表のとおりとする。

（参加の確認、交付の申請）

第5条 L P ガスの販売事業者が支援金の交付を受けようとするときは、様式第1による支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に支援金センターが定める書類を添えて、支援金センターに提出しなければならない。

（参加受理の通知、交付決定の通知）

第6条 支援金センターは、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、参加受理又は交付決定を行い、様式第2-1による支援金参加受理通知書又は様式第2-2による支援金交付決定通知書を値引き実施者に送付するものとする。

2 第5条の規定による申請書が到達してから、参加確認に係る前項による参加受理又は当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 支援金センターは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 値引き実施者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に支援金センターに書面をもって申し出なければならない。

（支援金の経理等）

第8条 値引き実施者は、支援金の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 値引き実施者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 値引き実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を支援金センターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 値引き対象件数が大幅に増加することにより、支援金交付見込額を上回るおそれがあるとき
- (2) 支援金の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 支援金の全部又は一部を他に承継させようとするとき
- (4) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

2 支援金センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ参加受理又は交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 値引き実施者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ支援金センターに連絡しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 値引き実施者は、第6条第1項の規定に基づく参加受理又は交付決定によって生じる権利の全部又は一部を支援金センターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第11条 値引き実施者は、支援金による値引きの実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は支援金による値引きの実施が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を支援金センターに提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 値引き実施者は、支援金による値引きの実施が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに様式第5による実績報告書兼精算払請求書を支援金センターに提出しなければならない。

2 支援金センターは、値引き実施者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、支援金センターは期限について猶予することができる。

3 値引き実施者は、第1項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

(支援金の額の確定等)

第13条 支援金センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援金による値引きの実施結果が支援金の交付決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、様式第6により確定された支援金の額を値引き実施者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該支援金に係る金額は交付の対象とならない。

2 協会又は支援金センターは、支援金の適正な遂行のため必要があると認めるときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、値引き実施者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(支援金の支払)

第14条 支援金センターは、前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後、速やかに支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により、支援金の概算払の支払を受けようとするときは、交付申請書とともに概算払請求書を提出しなければならない。

3 補助事業者が概算払を請求できるのは、交付申請書に基づく値引き額を基準とし、その額の5割までとする。

4 第3項の値引き額とは交付申請書に記載された値引き対象とする一般消費者等数に別表の値引き原資額を掛けたものとする。ただし、第4期に参加した事業者の第5期の概算払請求における一般消費者等数は、第4期にて実績報告書に記載された一般消費者等数とする。

5 概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めるものとする。

(是正のための措置)

第15条 協会又は支援金センターは、支援金の適切な遂行のため必要があると認めるときは、値引き実施者に対し、支援金に関し報告を求め、又は、値引き実施者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、値引き実施者は協力するものとする。

(参加受理、交付決定の取消し等)

第16条 支援金センターは、第9条第1項第2号の支援金の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の参加受理、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 値引き実施者が、規則、本要領に基づく支援金センターの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 値引き実施者が、支援金を支援金以外の用途に使用した場合
- (3) 値引き実施者が、支援金に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 値引き実施者が、参加受理又は交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 値引き実施者が、支援金実施期間の終了までに支援金を完了しなかった場合
- (6) 値引き実施者が、第12条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- (7) 値引き実施者が、別紙1「誓約事項等 同意書」に違反した場合

2 支援金センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 支援金センターは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(愛知県等による実地検査)

第17条 支援金の交付後、愛知県又は協会は、値引き実施者に対し、支援金に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、値引き実施者はこれに必ず従うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 値引き実施者は、支援金の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援金の目的又は提供された目的以外に利

用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

2 値引き実施者は、支援金の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行なわせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。値引き実施者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も値引き実施者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は支援金による値引き完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（値引き実施者情報の変更）

第19条 値引き実施者は、支援金センターに報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに支援金センターに届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第20条 値引き実施者は、別紙1について支援金の交付申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第21条 支援金センターは、本要領に定めるもののほか、支援金の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 協会又は支援金センターは、値引き実施者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和8年3月30日から施行し、同日から適用する。

2 この要領は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。

3 この要領の失効前に交付決定した支援金については、前項の規定にかかわらず同日以降も、なおその効力を有する。

別 表

支援金交付対象 経費の区分	内 容	交付率
事業費 (値引き原資)	2,250円×値引きを行った一般消費者等数の範囲内で交付する。(令和8年5月及び6月)	10 分の 10 以内
事務費 (値引き実施者 への協力金)	10,000円に加え、100円×値引きを行った一般消費者等数(最大10,000戸)の範囲内で交付する。	10 分の 10 以内

別 紙 1

愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）（以下「本支援金」という。）における L P ガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記 2）
- 個人情報取り扱いに係る同意事項（別記 3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

別 記 1

不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意し

ます。

- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別 記2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協

力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記3

L P ガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、L P ガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後5年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、

協会、支援金センター及び愛知県等は、L P ガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。